

新潟空港北東アジア路線研修・交流団体旅行促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港北東アジア路線活性化実行委員会会長（以下「会長」という。）は、新潟空港発着のハバロフスク線、ウラジオストク線及びハルビン線（以下「新潟空港北東アジア路線」という。）の利用促進を図るため、旅行会社が、新潟空港北東アジア路線を利用した研修・交流団体旅行を実施する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(交付対象)

第2条 助成金の対象となる旅行（以下「対象事業」という。）は、新潟空港北東アジア路線を利用した募集型企画旅行又は受注型企画旅行で、団体旅行運賃を適用した団体旅行とし、次のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 旅行会社が企画・実施する5名以上の団体旅行であって、研修や交流のメニューを含む旅行であること。
- (2) 申請日以降に、旅行会社が募集又は受注する旅行であり、申請年度の3月31日までに実施・完了すること。

2 助成金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた国内の事業所（本社、地区営業本部、支社、支店、営業所）とする。

(交付基準)

第3条 助成金の交付金額は、1人1万円とし、限度額は50万円とする。

(交付の条件)

第4条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

(交付申請書)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）に旅行行程表を添付し、事業を開始する日までに会長に提出しなければならない。

(変更の交付申請)

第6条 第4条の(1)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を、会長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条の(1)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 申請書記載の金額が変更しない場合
- (2) 研修の目的、内容に変更が生じない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第4条の(2)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、会長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第4条の(3)の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由並びに事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付の申請をした者が、前条の規定による助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定通知を受領した日から起算して30日を経過した日までに、申請の取り下げをすることができる。

ただし、会長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告書)

第11条 助成事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は助成金の交付のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

(交付対象に関する規定の特例措置)

- 2 新潟空港北東アジア路線活性化実行委員会は、新潟空港北東アジア路線の状況等にかんがみ、当分の間、要綱第2条の規定により定めた交付対象について、要綱に定めるところにより、新潟空港北東アジア路線の利用促進等に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(交付対象の条件の特例)

- 3 平成22年12月29日から平成23年3月31日までに実施・完了される団体旅行に限り、要綱第2条の規定にかかわらず、交付対象とする条件は新潟空港北東アジア路線を利用した募集型企画旅行又は受注型企画旅行で、団体旅行運賃を適用した団体旅行とし、次のいずれの条件

も満たすものとする。

(1) 旅行会社が企画・実施する次のいずれかの要件を満たす団体旅行であって、研修や交流のメニューを含む旅行であること。

ア 10名以上の団体旅行であること。

イ 次のいずれかに該当する5名以上の団体旅行であること。

(ア) 新潟空港発着のハバロフスク線又はウラジオストク線を往復とも利用する場合。往復で異なる路線を利用する場合も含む。

(イ) 団体旅行の構成員がロシア人であり、その旅行の行程の半分以上を新潟県内で宿泊する場合

(ウ) 新潟空港北東アジア路線活性化実行委員会所属団体が派遣又は招待する訪問団

(2) 申請日以降に、旅行会社が募集又は受注する旅行であること。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。